

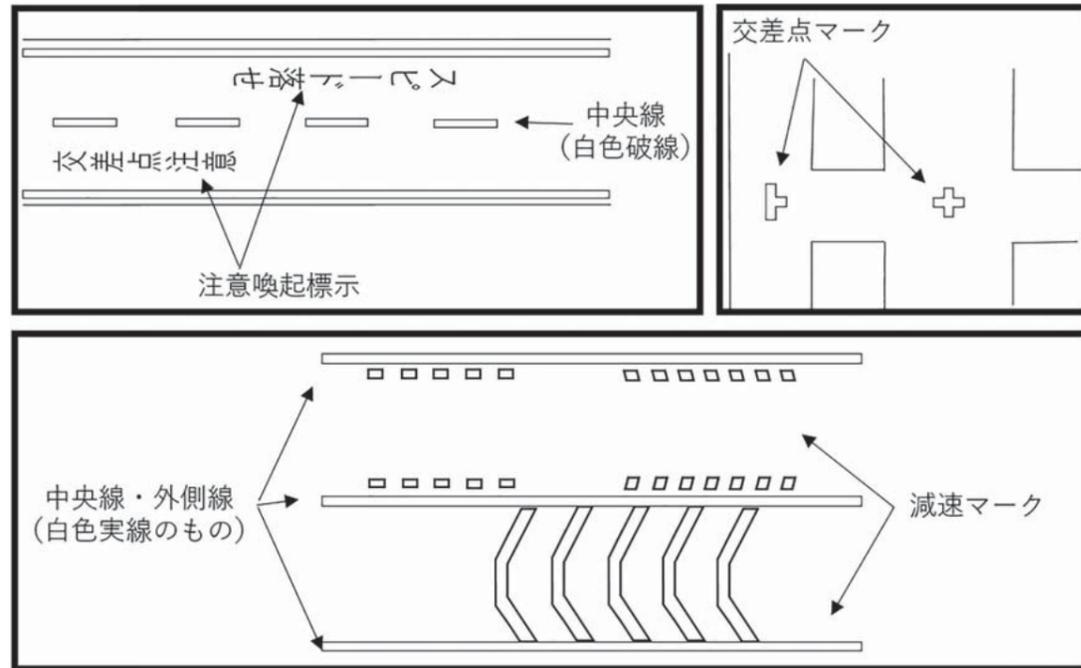
危険箇所や道路標示の劣化などがありましたらご連絡ください

道路上には路面標示（区画線・道路標示）と呼ばれる線や文字があります。路面標示には道路法に基づき道路管理者（県や町）が引くものと、道路交通法に基づき都道府県公安委員会（警察）が引くものの2種類があります。

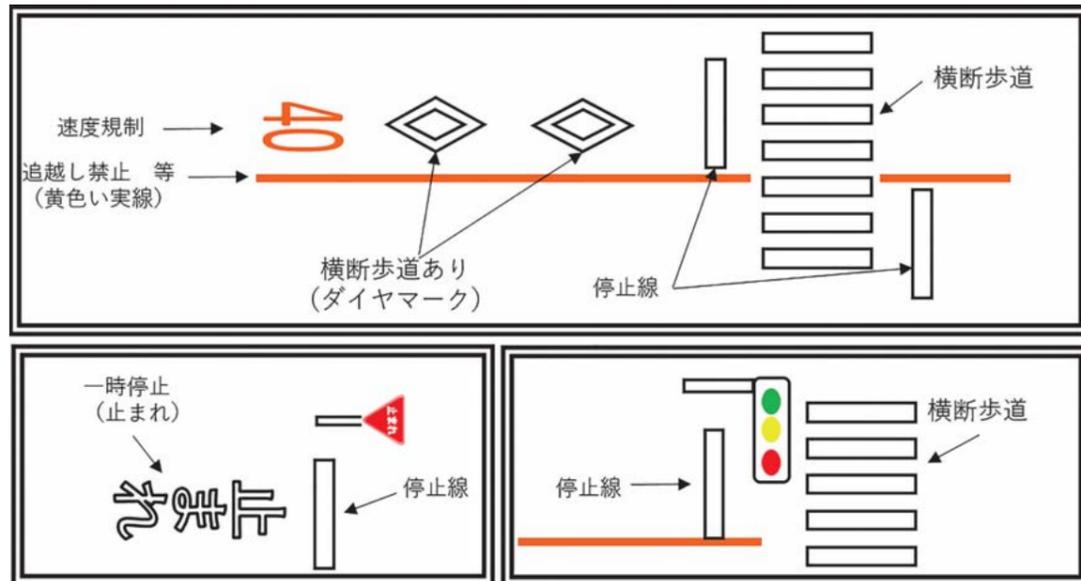
町においても、町道の補修・白線の引き直し等を劣化具合や交通量、予算等に応じて計画的に行う予定としておりますので、危険箇所等を発見した際は、役場建設課（☎72-1145）までご連絡ください。

また、公安委員会（警察）が管理するものについても、随時、町より要望を行っております。区画線等と併せて、お気づきの点がありましたら役場建設課までご連絡ください。

1. 【道路管理者（県や町）が設置及び管理】 役場建設課 ☎72-1145
 県上益城地域地域振興局土木部 ☎72-1109



2. 【公安委員会（警察）が設置及び管理】 山都警察署 ☎72-0110



問合せ先 建設課 ☎72-1145

町道路上に張り出している樹木の伐採に関するお願い

車道や歩道の一部で、庭木や生け垣、沿道の山林の樹木の張り出しにより、通行の妨げとなっている箇所が多く見受けられます。

樹木等が道路上に張り出し、覆いかぶさると、通行しづらいだけでなく、道路標識やカーブミラーなどが見えづらくなり、交通事故の原因にもなりかねません。

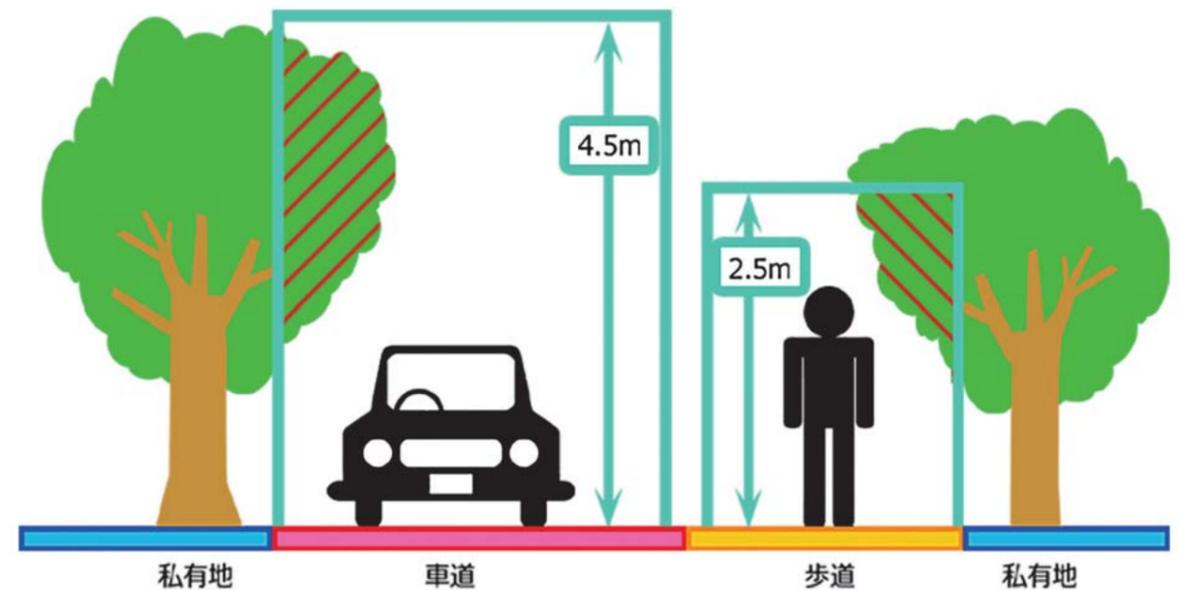
道路には、歩行者や車両が安全に通行できるように「建築限界」が定められています。

「建築限界」とは、電柱や樹木等がはみ出してはいけない道路上の空間のことを指します。

車道部分は、高さ4.5m、歩道の場合は高さ2.5m。この空間に樹木がはみ出している場合は、建築限界を犯している可能性があります。



木の枝が車にかかっている様子



張り出した樹木の枝の落下や倒木により通行車両が損傷する事故等が発生した場合は、法律により所有者が賠償責任を問われることもあります。

私有地から道路上に張り出している樹木等は土地所有者に所有権があり、緊急の場合を除き、町が無断で伐採することはできません。所有者において、定期的に伐採・枝払い等を行うなど適切に管理を行っていただきますようお願いいたします。

《伐採等の作業における注意点》

◎電線や電話線がある箇所の伐採作業については、危険が伴う場合がありますので、九州電力またはNTTに事前にご相談ください。

◎伐採作業時は、通行車両や歩行者の安全確保と立木からの転落に注意して作業を行ってください。

《緊急の場合等における対応》

◎倒木が道路を塞いでいる場合や緊急の場合は、予告なく町で伐採する場合があります。この場合は、伐採した木は町で処理せず、交通の邪魔にならないように道路脇に寄せて置く等の対応を行う場合がありますので、地権者の方で速やかに撤去をお願いいたします。

問合せ先 建設課 ☎72-1145